

綾瀬市教育委員会後援名義使用承認事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、綾瀬市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の後援の名義使用承認に係る事務取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 事業 学校教育、社会教育又は青少年健全育成に関する展覧会、講習会、研究会、協議会、集会、催しもの等をいう。

(2) 後援 教育委員会が事業の趣旨に賛同し、事業の経費の負担を伴わず、奨励の意を表して名義の使用を承認することによって支援することをいう。

(団体及び法人の範囲)

第3条 教育委員会の後援を受けようとする団体及び法人（以下「団体等」という。）は、次の各号のいずれかに該当する団体等とする。

(1) 国、地方公共団体、その他公共団体又は公共的団体

(2) 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する学校

(3) 学術、文化、体育等教育の振興を主たる目的とし、おおむね次の条件を備えている団体

ア 役員住所、身分等が明らかであること。

イ 規約、会則等の定めがあり、団体意思が明らかであること。

ウ 継続的な活動実績を有し、事業遂行能力が十分であると判断されるものであること。

(4) 企業及びその他の営利を目的とする団体にあつては、その事業内容が次条第1項第1号、第3号及び第4号に該当する場合

(後援)

第4条 教育委員会は、団体等が行う事業で、次の各号に該当する場合は、その事業に対して後援することができる。

(1) 学術、文化、体育等教育の振興を主たる目的とする事業であること。

(2) 広く市民を対象とする事業で、特定の会員を対象としない一般公開のものであること。

(3) 専ら事業による利益を得ることを目的とし、又は専ら事業により勧誘活動を目的とするものではない事業であること。

(4) 入場料、観覧料等が適正な額であること。

(5) 公衆衛生、災害防止等について十分配慮されていること。

(後援を行わない事業)

第5条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する事業については、後援は行わない。

(1) 特定の政治活動、宗教活動に関係している事業

(2) 公序良俗に反し、又は社会的な悪影響を与えるおそれのある事業

(3) その他後援を行うことが不相当と認められる事業

(申請の手続)

第6条 後援の実施に当たっては、事前に主催団体等の代表者（以下「申請者」という。）から次に掲げる資料を添付のうえ、後援名義使用申請書（第1号様式）の提出を受けるものとする。

(1) 団体の規約、役員等一覧表及び組織の資料。ただし、既に教育委員会において、当該関係資料を保有し、又は社会通念上明白な場合は必要としない。

(2) 申請事業に係る経費の収支予算書その他事業実施に伴う必要な資料

(3) その他教育委員会が必要と認める書類

(承認通知等)

第7条 後援を承認したときは、申請者に対して、後援名義使用承認通知書（第2号様式。以下「承認通知書」という。）を交付する。後援を承認しないときはその旨を後援名義使用不承認通知書（第3号様式）により通知するものとする。

2 教育委員会は、前項の承認通知書には、次に掲げる指示又は条件を付することができる。

(1) 事業計画に変更が生じたときは、後援承認事項変更届出書（第4号様式）により、速やかに届け出ること。

(2) 承認通知書の交付後に、教育委員会の名義を使用すること。

(3) 虚偽の申請により承認を受けたことが判明したときは、当該承認を取り消すことができること、及びこの取消により団体等に損害が生じた場合も、教育委員会は賠償の責を負わないこと。

(4) 事業の開催に関して問題が生じた場合は、団体等の責任において処理しなけれ

ばならないこと。

(5) その他教育委員会が認めること。

- 3 第1項の承認通知書の交付までは、いかなる文書、図書等にも教育委員会の名義を記載することができない。ただし、教育委員会が特に認めた場合は、この限りでない。

(承認の取消し)

第8条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、後援名義使用取消通知書（第5号様式）により申請者に通知し、その承認を取り消すことができる。

- (1) 申請と異なる内容であるとき
- (2) 関係法令に違反したとき
- (3) 後援の承認の決定の際に付した条件に違反したとき

2 承認の取消しにより、団体等が損害を受けた場合においても、教育委員会はその賠償の責を負わない。

3 第1項の規定により承認が取り消された団体等に対し、教育委員会は、以後、後援を行わないことができる。

(事業報告書の受理)

第9条 申請者は事業終了後、速やかに事業報告書（第6号様式）を提出するものとする。

(事務主管課等)

第10条 後援の承認事務は、教育総務課が行うものとする。

2 後援の承認に係る決裁は、教育部長が行う。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成22年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 綾瀬市教育委員会後援名義使用承認事務取扱要綱（昭和60年9月1日施行。以下「旧要綱」という。）は、廃止する。

3 この要綱の施行の日前にこの要綱による廃止前の旧要綱による共催等の承認を受けている事業については、なお従前の例による。

4 旧要綱による様式は、当分の間、使用することができる。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年11月1日から施行する。

第1号様式（第6条関係）

後援名義使用申請書

年 月 日

（あて先）綾瀬市教育委員会

所在地

団体名

代表者

連絡先

次の事業について、後援の名義使用の承認を受けたいので、関係資料を添えて申請します。

事業の名称						
事業の目的						
事業の内容						
実施期間	年 月 日～ 年 月 日					
実施場所						
入 場 料	無 有（ 円）					
対象者及び予定人員	人					
添付書類 1 団体の規約・会則 2 会員名簿 3 実施要項 4 収支予算書 5 チラシ・パンフレット等						
部 長	課 長	担当総括者	担 当 員	担 当	起 案	・ ・
					決 裁	・ ・
合 議					処 理 済	・ ・
					公 印	・ ・

第2号様式（第7条関係）

後援名義使用承認通知書

年 月 日

様

綾瀬市教育委員会

年 月 日付けで申請のあった後援の名義の使用については、次のとおり承認します。

事業の名称	
事業の目的	
事業の内容	
実施期間	年 月 日 ~ 年 月 日
実施場所	
入場料	無 有（ 円）
対象者及び予定人員	人
承認条件	<ol style="list-style-type: none">1 申請書の内容に変更があった場合は、直ちに届け出てください。2 後援名義使用承認通知書の交付後に、綾瀬市教育委員会の名義を使用してください。3 申請書に虚偽があった場合は、その承認を取り消すことがあります。その場合は、申請者が損害を受けても、綾瀬市教育委員会はその賠償の責めを負いません。4 事業の開催に関して問題が生じた場合は、主催者の責任において処理してください。5 事業終了後、速やかに実績報告書を提出してください。

第3号様式（第7条関係）

後援名義使用不承認通知書

年 月 日

様

綾瀬市教育委員会

年 月 日付けで申請のあった後援の名義の使用については、次のとおり不承認します。

事業の名称	
不承認の理由	

第4号様式（第7条関係）

後援承認事項変更届出書

年 月 日

（あて先）綾瀬市教育委員会

所在地

団体名

代表者

連絡先

年 月 日付で承認のあった事業内容について変更が生じたため届け出ます。

承認年月日		年 月 日	
事業の名称			
変更事項	変更前	変更後	
変更理由			
その他			

第5号様式（第8条関係）

後援名義使用取消通知書

年 月 日

様

綾瀬市教育委員会

年 月 日付けで申請については承認をいたしましたが、次の理由により承認を取消しますので通知します。

事業の名称	
取消しの理由	

第 6 号様式（第 9 条関係）

事 業 報 告 書

年 月 日

（あて先）綾瀬市教育委員会

所在地

団体名

代表者

連絡先

綾瀬市教育委員会の後援名義の使用承認を受けて実施した事業は、次のとおり終了したので報告します。

事業の名称	
実施期間	年 月 日 ～ 年 月 日
実施場所	
入 場 料	無 有（ 円）
参加人員	人
事業の成果等	